

社会福祉法人 萌芽の森 認定こども園めばえ保育園

重要事項說明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 萌芽の森
事業者の所在地	〒811-2014 福岡県糟屋郡宇美町大字井野赤井手 560-2
事業者の連絡先	092-692-1361
代表者氏名	理事長 上田 真弘

(2) 施設の概要

	<p>(自ら進んで取り組みやり遂げる子 「ふしぎだな」「なんでだろう」をたいせつにする子・様々な経験から工夫し活用する子)</p> <p>豊かな心をもつこどもの芽</p> <p>(人をおもいやり・人に感謝し、喜び悲しみに共感する子 みんなでよく考え仲良く話し合う子・自分を表現できる子)</p> <p>教育・保育方針</p> <p>生きる土台</p> <p>(すべての職員が、すべてのこどもを育む・日常生活習慣・発見、気づき、主体性を大切にする保育)</p> <p>強さの種</p> <p>(元気よく遊び、自分を大切にする子・課題に対してねばり強く挑戦する子・日常生活習慣を身につけた子)</p> <p>賢さの種</p> <p>(自ら進んで取り組みやり遂げる子 「ふしぎだな」「なんでだろう」をたいせつにする子・様々な経験から工夫し活用する子)</p> <p>優しさの種</p> <p>(人をおもいやり、人に感謝し、喜び悲しみに共感する。みんなでよく考え仲良く話し合う子・自分を表現できる子)</p>
--	--

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	716.02	m ²
	園庭	1279.01	m ²
園舎	構造	木造 平屋	
	延べ	299.67	m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
トイレ・沐浴室	2 室	

(5) 職員体制（令和7年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
副園長	1人	1人	人	
主幹保育教諭	2人	2人	人	*1号認定がいない場合は1名
保育教諭	9人	8人	1人	
保育士	2人	2人	人	
栄養士	2人	2人	人	
調理員	1人	人	1人	
子育て支援員・保育補助	2人	1人	1人	
用務員	1人	人	1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分（5時間）
預かり保育	保育時間	朝：7時00分～9時00分 夕：14時00分～18時00分 土曜：9時00分～18時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（7月22日～8月26日）	
	冬季（12月22日～1月9日）	
	春季（3月20日～4月10日）	
	開園記念日 7月21日	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分（11時間）
	保育短時間	午前9時00分～午後5時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：7時～7時15分 夕：18時15分～19時
	保育短時間	朝：7時～9時 夕：17時～19時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時15分
休業日	日曜日・祝日	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	保育充実費	1か月	満3～5歳児 1,600円 1～2歳児 500円
	主食費	1か月	1,000円
	副食費	1か月	4,500円
	給食　　土曜日＊おやつ含む	1食	300円 ＊主食は持参
	ICTノート代	1か月	400円
	引き落とし手数料	1回	110～450円
	教材絵本＊学年に応じて	1か月	450～500円
	消耗品		
	はさみ	3歳～ 5歳児	460円
	のり		240円
	パステル		580円
1号認定子どもの預かり 保育に係る費用	平日(月～金) 7:00～9:00 14:00～17:00	150円/15分 300円/回	

	17：00～18：00	150 円/回
	18：00～19：00	150 円/15 分
平日(月～金) 7：15～ 9：00 早朝月極		* 2 3000 円
土曜日 7：00～9：00 早朝月極除外		150 円/15 分
9：00～18：00		450 円
長期休業日(月～金) 7:00～9:00 9:00～17:00 17:00～18:00 * 2 の申込者は早朝月極適応		150 円/15 回 300 円/回 150 円/回

* 8 時 30～9 時は登園時間とし徴収なし

2.3 号 延長保育料	(標準時間保育)
	7：00～7：15 150 円/回 18：15～19：00 150 円/15 分 (短時間保育) 7：00～9：00 150 円/15 分 17：00～19：00 150 円/15 分

制服 実費徴収	あやめ 【5歳児】	ゆり 【4歳児】	ひまわり 【3歳児】	すみれ 【満3・2歳児】	つくし 【1歳児】	つばみ 【0歳児】
帽子			1000 円			
プレザー【男 女】		6700 円				
ズボン・スカート		3900 円				
通園帽子		2700 円				
半袖ポロシャツ		3300 円				
長袖ポロシャツ		3600 円				
体操ズボン		2000 円				
カバン	4290 円 *満3歳児は購入					
名札	160 円 入園・進級時プレゼント	※紛失、破損等の際は購入				

* 日本スポーツ振興センター保険代 入園時 315 円

【入園時 および 他に 1 回程度回収するもの(共有物品)】 * 不足次第ご連絡します。

- ① ティッシュペーパー 5 箱(不足次第、集めます) ② トイレットペーパー・12 ロール
- ③ おしりふき 0~2 歳児 6 個・3~5 歳児 3 個 ④ 雜巾またはタオル 2 枚
- ⑤ ふきん 1 枚 ⑥ ビニール袋 100 枚×2(L サイズ)

	あやめ 【5 歳児】	ゆり 【4 歳児】	ひまわり 【3 歳児】	すみれ 【満 3 歳児】	すみれ 【2 歳児】	つくし 【1 歳児】	つぼみ 【0 歳児】
スモック	○	○	○	○	○	○	○
鍵盤ハーモニカ	○	○	○				

各自準備するもの スモックは汚れてもいい服でよい。鍵盤ハーモニカは 3~2 鍵盤

(8) 支払方法

(口座振替、現金払い等の支払い方法)

毎月 10 日引き落とし

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

自然を活かした環境遊び(草花あそび・昆虫採集・自然活用・登山)

自然環境に恵まれた立地条件を生かし四季を通して散歩にでかけ、草花を愛し、自然に生息する生き物を発見したり、観察をしたり「ふしぎだな」「なんでだろう」を大切にします。また野菜を植え、育て、収穫を喜び調理等貴重な体験を大事にしてこどもたちの感性を育て、自然を大切にします。

知恵を出し合いみんなで協力し考え工夫し活用する(ものづくり・製作・絵画・運動)

遊びの中で自分たちが、必要なものを自分たちで創意工夫しながらものづくりをしたり活用したりする楽しさを味わいます。様々な経験の中で感性豊かな芽を育てていきます

元気いっぱいに楽しく運動遊び(手作りおもちゃ・公園あそび・伝承遊び・トレーニング)

こどもの遊ぶ力を大切に、遊びを通してこどもたちと楽しみながら運動能力の基礎づくりを行います。また、0.1.2 歳児は、脳の発達が著しい時期です。当園担任のぬくもりある

手作りおもちゃで指先あそびや素材を使ったおもちゃなど工夫して遊ぶことができます。

少人数・縦割りと横割りを活かした 混合保育・応答的保育

少人数であることから年齢に応じて細かく対応でき発達を考え応答的に保育を行っていきます。また、製作・絵画等発達に応じて同学年で表現したり異年齢で協力したりと家庭的な環境の中で育んでいきます。

小学校を見据えた給食提供

旬のものを採り入れ、学校給食を基盤に薄味で美味しい給食づくりに心掛けています。

また、こどもたちに食に対する关心や命の有難みといった食育も行っています。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 交通安全教室 内科健診・尿検査 誕生日会
(5月)	親子参観 0.1.2歳児 誕生日会
(6月)	親子レクレーション 3.4.5歳児 歯科検診 誕生日会
(7月)	お泊り保育 お誕生日会
(8月)	お誕生日会
(9月)	お誕生日会
(10月)	内科健診・尿検査 誕生日会
(11月)	園外保育、防火教室
(12月)	もちつき会、クリスマス会 劇発表会
(1月)	お誕生日会
(2月)	節分、お誕生日会
(3月)	お楽しみ遠足、お別れ会、卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none">施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none">市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による

退園理由	<p>1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき 2か月以上の保育料金等の滞納が認められたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 登園は9時15分までにお願いします。 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時15分までに電話またはアプリでご連絡ください。 原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れ 延長保育を利用する場合には17時15分までに電話でご連絡ください。(※職員配置のため) 熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。 また、登園後に37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。感染症に感染した場合登園許可証が必要な場合があります。しおりを確認ください。

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	権丈産婦人科
医院長名	権丈 緑
所在地	福岡県糟屋郡志免町志免 3-2-14
電話番号	092-935-0505

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	いづみ歯科小児歯科医院
医院長名	泉水 朝二朗
所在地	福岡県糟屋郡宇美町宇美 5-10-1
電話番号	092-957-9770

(14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ

ます。

【管轄する消防署】

消防署名	柏屋南部消防署
所在地	糟屋郡志免町大字田富 170
電話番号	092-935-5111

【管轄する警察署】

警察署名	柏屋警察署	宇美交番
所在地	糟屋町大字上隈 147-8	宇美町宇美 4-1-10
電話番号	092-939-0110	092-932-0505

(15) 非常災害対策

防火管理者	園長 上田 真弘
消防計画届出年月日	柏屋南部消防署 平成 29 年 7 月 13 日
避難訓練	地震・火災・風水害・不審者対応の中から月に 1 度実施 消火訓練は毎月実施
防災設備	消火器・誘導灯・非常警報器具
避難場所	第 1 避難場所 井野公園 第二避難場所 井野公民館
土砂災害時避難場所	宇美商業高校
緊急時の連絡手段	アプリ一斉配信及び電話連絡

* 避難レベル 3 【高齢者等避難指示】の発令時は休園

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副園長 上田 悠
相談・苦情解決責任者	園長 上田 真弘
第三者委員	古館 さゆり
	坂田 麻紀

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険・園児傷害保険		
保険の内容	施設賠償・生産物　園児のケガ		
保険金額	対人 1名 1億円	対物 1000万円	入院・通院 1日 2000円

(18) 個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏洩しません。

当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。

なお、利用については、園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において 使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の園等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・各自治体との連携を必要とする事項(利用調整及び入園決定等について)の情報を共有すること。
- ・日頃の子ども達の様子を園からのお知らせメールや SNS を通じて配信・掲載すること。

【配信・掲載内容】

- ・園の運営方針や様子など・子供の成長過程や日々の様子・連絡事項や注意事項の伝達。
- 以上のことについて保護者より同意書を記入いただき、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の適切な取り扱いを実現する取り組みを実施します。

(19)虐待の防止のための措置に関する事項

当園は 利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努め子どもの人権の擁護・虐待防止のために次の措置を講ずる。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3)虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4)その他虐待防止のために必要な措置

当園は保育の提供中に当園の職員又は保護者(又は養育者)による虐待をうけたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待防止等に関する法律に従い、宇美町役場子育て支援課・児童相談所等適切な機関に通報する。